

請求番号 四一七五・一〇三九（一四〽一五丁）。

（水谷憲二 三重県総合博物館 嘱託学芸員

三重県津市一身田上津部田三〇六〇 e-mail: mtani@snw.ocn.ne.jp）

- ・五・三三五九、明治元年閏四月一七日条) 七五〇七八丁。
- (47) 「大山綱良書翰 世良砥徳宛」 (『稿本』三三五九、請求番号〇一七〇・五・三三五九、明治元年閏四月一七日条) 七九〇八一丁。
- (48) 『塩小路光孚家記』 (東史、請求番号四一七五・一二三八) 三〇五丁。
- (49) 『上杉茂憲家記』三 (東史、請求番号四一七五・九四六・五三三) 二丁。
- (50) 『塩小路光孚家記』 (東史、請求番号四一七五・一二三八) 五丁。
- (51) 『上杉茂憲家記』三 (東史、請求番号四一七五・九四六・五三三) 二〇三丁。
- (52) 「仙台藩記四」 (『稿本』三三二九ノ二、請求番号〇一七〇・五・三三三〇、明治元年四月二九日条) 四〇〇四三丁。
- (53) 「仙台藩記四」 (『稿本』三三二五、請求番号〇一七〇・五・三三二五、明治元年四月二五日条) 一四一丁。
- (54) 「仙台藩記四」 (『稿本』三三二五、請求番号〇一七〇・五・三三二五、明治元年四月二五日条) 一四一丁。
- (55) 『稿本』三八〇一〇三 (請求番号〇一七〇・五・三三七七九) 三三七九、明治元年一二月七日条)。
- (56) 「北陸道総督府叢紙 (戊辰三月)」 (『北陸道先鋒記』八、東史・請求番号四一四〇・六・七三・一四一八) 一一〇二二丁。
- (57) 『岩倉公実記』下 (皇后宮職、一九〇六年、近代デジタルライブラリー) 三八八〇三八九頁。
- (58) 「澤為量書翰 九条道孝」 (『稿本』三三五九、請求番号〇一七〇・五・三三五九、明治元年閏四月一七日条) 七五〇七八丁。
- (59) 「東征総督記」 (『稿本』三三二〇四、請求番号〇一七〇・五・三三八八、明治元年二月一七日条) 一一八〇一一九丁。
- (60) 「戊辰事情紀元」 (『上杉茂憲家記』二、東史、請求番号四一七五・九四六・五三三) 二五〇二六丁。
- (61) 「醍醐忠敬手記」 (『醍醐忠敬家記』、東史、請求番号四一七五・一二一一) 一七丁。
- (62) 「世良砥徳書翰 塩小路光孚宛」 (『稿本』三三五九、請求番号〇一七〇・五・三三五九、明治元年閏四月一七日条) 七二〇七四丁。
- (63) 「大総督府書翰 奥羽鎮撫総督府宛」 (『稿本』三三三二、請求番号〇一七〇・五・三三三二、明治元年閏四月一二日条) 一二八〇二九丁。
- (64) 「澤為量書翰 九条道孝」 (『稿本』三三五九、請求番号〇一七〇・五・三三五九、明治元年閏四月一七日条) 七五〇七八丁。
- (65) 「醍醐忠敬書翰 世良砥徳宛」 (『稿本』三三三二、請求番号〇一七〇・五・三三三二、明治元年閏四月一七日条) 六八〇六九丁。
- (66) 房総地方の大多喜藩主大河内正質 (一月一〇日官位剥奪) のケースにおいても中央より大総督府に宛てられた書面 (閏四月四日着) では、正質と竹中重固 (旧幕府交代寄合) を伏見戦争で徳川慶喜を扶助した「重罪」と位置づけ、本人及び家臣などから差し出された願書類は一切取り上げないこと、また正質及び家臣の処置並びに接収した所領の管理は諸藩に任せるとなどが閏四月一二日の居城接収以前に取り交わされており、討伐中止の選択肢は当初から排除されていた (「太政官通牒 大総督府宛」、『稿本』三三三五、請求番号〇一七〇・五・三三三六、明治元年閏四月四日条、一〇四〇一〇五丁)。
- (67) 「履歴書 (自丁卯十月至戊辰九月)」 (『徳川家達家記』、東史、

- (23) 「松山征討始末」(『岡山県史』二七、岡山県、一九八一年) 六九二〜六九三頁。
- (24) 「松山征討始末」(前掲) 六九五頁。
- (25) 「姫路討伐始末」(『姫路市史』一一下、姫路市、一九九九年) 八四八頁。
- (26) 「姫路討伐始末」(前掲) 八五〇頁。
- (27) 「姫路討伐始末」(前掲) 八六七〜八六八頁。
- (28) 「諸御達願伺書上(自戊辰正月至戊辰十月)」(『池田章政記』乾、東史、請求番号四一七五・九二二・二一、一九九丁。
- (29) 「姫路討伐始末」(前掲) 八五一〜八五二頁。
- (30) 「姫路討伐始末」(前掲) 八五四〜八五五頁、橋本政次『新訂姫路城史』下(臨川書店、一九九四年) 七六頁。
- (31) 「記」(『山内豊範家記』一、東史、請求番号四一七五・一一七二・四、一一) 二七〜二八丁。
- (32) 『増補高松藩記』(永年会、一九三二年) 五〇九〜五一六頁。
- (33) 『土佐藩政録』四(東史、請求番号IIい・三四、四・維新史料引継本) 一一丁。
- (34) 「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」(『久松定謨家記』、東史、請求番号四一七五・一〇八二) 一三丁。
- (35) 「小笠原唯八書翰 両親宛」(『稿本』三一七一、請求番号〇一七〇・五・三一四九、明治元年一月二七日条) 四六〜四七丁。
- (36) 『防長回天史』第五篇下第九(私家版、一九二一年) 五一〇〜五一頁。
- (37) 「勅書并御沙汰書願伺等之写(從丁卯十月至戊辰三月)」(『毛利元徳家記』一、東史、請求番号四一七五・一一六三・六一) 二九丁。
- (38) 「明治戊辰正月九日長薩ヨリ差越候戦書并交換証書」(『阿部正桓家記』六、東史、請求番号四一七五・九〇八・六一六) 二二丁。
- (39) 「御達(戊辰正月ヨリ同七年ニ至ル)」(『浅野長勲家記』四、東史、請求番号四一七五・九〇一・八一四) 四〜五丁。
- (40) 「履歴事実概略」(『浅野長勲家記』二、東史、請求番号四一七五・九〇一・八一二) 三六〜三八丁。
- (41) 七月下旬に仙台追討総督四条隆謨が「江城」(大総督府)に向けて、仙台藩主と中村藩主の「官位」が現状のままでは「取計」(処置)が困難であるため、「御所置」(官位剥奪)を要請したところ、「江城」の認識では、両藩主の「官位」がそのままであっても、現在「朝敵」となり、「追討」の対象になったのであれば「平人」と同様に取り扱うことを可能と判定している(『四条隆謨家記』、東史、請求番号四一七六・一二三六、三九〜四二丁)。つまり官位が剥奪されていない状態であっても、討伐対象となれば城地の接収は可能な旨の論理が確認できる。
- (42) 「私記(自慶応乙丑至明治四辛未)」(『松平頼聡家記』、請求番号四一七五・一一一八) 四三〜四四丁。
- (43) 「二本末藩丁卯戊辰履歴」(『丹羽長裕家記』坤、東史、請求番号四一七五・一〇七七・二、二) 一一〜一六丁。
- (44) 「家記(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十月)」(『松平頼聡家記』、東史、請求番号四一七五・一一一八) 五〜六丁。
- (45) 『上杉茂憲家記』三(東史、請求番号四一七五・九四六・五、三) 二〜三丁。
- (46) 「澤為量書翰 九条道孝」(『稿本』三三五九、請求番号〇一七

な影響を与えた人物として米沢藩士宮島誠一郎に着目した研究（友田昌宏『未完の国家構想―宮島誠一郎と近代日本―』、岩田書院、二〇一一年）もある。

(5) 新政府による西日本平定過程については、拙著『戊辰戦争と「朝敵」藩―敗者の維新史―』（八木書店、二〇一一年）の成果を活用する。

(6) 以下、東京大学史料編纂所データベースは「東史」、東京大学史料編纂所データベースの『大日本維新史料稿本』は『稿本』と略す。

(7) 「太政官達伊達慶邦宛」（『稿本』三一五二、請求番号〇一七〇・五・三一二一、明治元年一月一七日条）二丁、「北島秀朝書翰平田鐵胤宛」（同上）九丁、『（仙台藩士）石母田頼至日記』（東史、請求番号Ⅱほ・三二〇A・一・維新史料引継本）三九丁、「諸御達写 附御届書写共（丁卯十月より戊辰九月迄）」（『佐竹義脩家記』一、東史、請求番号四一七五・一〇〇〇・三・一）一八丁、「書上（再調）」（『南部利恭家記』乾、東史、請求番号四一七五・一〇六二・二・一）一四五〜一四六丁、『上杉茂憲家記』一（東史、請求番号四一七五・九四六・五・一）五〜六丁。(8) 「戊辰事情紀元」（『上杉茂憲家記』二、東史、請求番号四一七五・九四六・五・二）三丁。

(9) 「二本松藩丁卯戊辰履歴」（『丹羽長裕家記』坤、東史、請求番号四一七五・一〇七七・二・二）二丁。

(10) 『東山道総督府叢紙』七（東史、請求番号四一四〇・六・七四・七・七）三〇〜三一丁。

(11) 「軍令及陸軍諸法度 九条道孝宛」（『稿本』三二一九、請求番号

〇一七〇・五・三二〇八、明治元年二月二六日条）六〇〜六二丁。

(12) 「奥羽鎮撫総督府達伊達慶邦宛」（『稿本』三二五八、請求番号〇一七〇・五・三二五五、明治元年三月二〇日条）一一七丁。

(13) 「諸御達章并願伺調（從慶応三丁卯年十月至明治元戊辰年閏四月）」（『相馬誠胤家記』、東史、請求番号四一七五・一〇二一）五丁、『板倉勝達家記』（東史、請求番号四一七五・九三一）四五丁、「諸御達願伺及ヒ履歴事実調書（丁卯十月ヨリ戊辰十月迄）」（『安藤信守家記』、東史、請求番号四一七五・九一三）一三〜一四丁、「二本松藩丁卯戊辰履歴」（『丹羽長裕家記』坤、東史、請求番号四一七五・一〇七七・二・二）六〜七丁。

(14) 「（仙台藩士）石母田頼至日記」二（東史、請求番号Ⅱほ・三二〇A・二・維新史料引継本）五〇〜五一丁。

(15) 『鳴雪自叙伝』（青葉図書、一九六七年、大正一一年の復刻版）一四〇頁。

(16) 『加太邦憲自歴譜』（私家版、一九三一年）六〇頁。

(17) 『（備中松山藩水野正之）戊辰国難之始末』（東史、請求番号Ⅱほ・四六五・八）五〜六丁。

(18) 『柳原前光輓誌』（東史、請求番号四一七三・一四一）一〇丁。

(19) 『加太邦憲自歴譜』（前掲）六一〜六二頁。

(20) 「橋本実梁私記」（『橋本実梁家記』九、東史、請求番号四一七五・一一九三・九・九）一四〜一五丁。

(21) 「諸御達願伺書上（自戊辰正月至戊辰十月）」（『池田章政家記』乾、東史、請求番号四一七五・九二二・二・一）二一〜二二丁。

(22) 「諸御達願伺書上（自戊辰正月至戊辰十月）」（『池田章政家記』乾、東史、請求番号四一七五・九二二・二・一）二二丁。

相違点である。当初の新政府方は、西日本方面と同じく、当該地方の最有力藩である仙台藩を主体とした奥羽諸藩が会津藩の居城を難なく接収する構想を描いた。ところが会津藩は抗戦の構えを崩さず、討伐軍の尖兵となるべき奥羽諸藩までも会津藩の討伐に消極的な態度を執ったため、西日本平定の如き容易い展開は望めなくなるという誤算が発生した。奥羽鎮撫総督府（奥羽府）は、手勢ともいえる西日本諸藩の兵員がごく僅かという状況の中で、抗戦の構えを執る会津藩の居城を「襲撃」して「追討之功」を奏さなければならなくなった。かといつて安易に嘆願を受け入れるようなことがあれば任務の放棄になり、奥羽府首脳陣の責任が問われかねないという難局に立たされた。

会津藩の討伐をめぐるのは、仙台藩や米沢藩を中核とする奥羽諸藩有志が救済運動を展開し、閏四月一二日奥羽府に対して討伐中止を願意とする嘆願書が提出された。中央から拝命された討伐を独断で中止することができない奥羽府は、ハッキリと奥羽諸藩に討伐の続行を命じた。会津藩討伐をめぐる奥羽府の戦略は、まず会津藩の討伐に消極的な奥羽諸藩に期待することなく新たに関東から援軍を要請すると共に本営を前線の白河城に移転することで居城攻略の必勝態勢を構築し、会津藩が武装を解除して無抵抗で居城（及び所領・武器類）を明け渡す姿勢を執ったならば、桑名藩ら西日本方面の被討伐藩と同じく寛典（穏便なる討伐）を適用する。そして降伏後の最終的な処分は上位機関である中央（または東征大総督府）に委ねるといったものだった。会津藩主松平容保に対する死罪の適用は、二段階の大総督府により奥羽府に示されていた。この容保死罪論は、参謀世良修蔵に対して陰険・無慈悲なイメージを定着させる主因になった。

会津藩救済嘆願書を奥羽諸藩有志から受け取った奥羽府においては、討伐中止は任務の放棄になるため独断で受け入れることはできないも

の、会津藩による謝罪の実効（藩主の謹慎・武装解除・居城の明け渡し・首謀者の処罰など）が明確ならば、容保の死罪減免や家名存続に関する寛典において前向きな言論も存在していた。つまり奥羽諸藩有志が求める寛典は討伐中止であり、この寛典をめぐる双方の擦れ違いが軋轢を生み、ついには仙台藩士による世良参謀の殺害に繋がり、会津勢による白河城攻撃、奥羽列藩同盟の締結などにより西日本で成功した地方平定方式は完全に瓦解し、東北全土を巻き込む戦争へと向かった。

註

(1) 『同』（マツノ書店、二〇〇一年復刻版）九頁。

(2) 戊辰戦争の性質を体系的に論じた成果には、石井孝『維新の内乱』（至誠堂、一九六八年）、同『戊辰戦争論』（吉川弘文館、一九八四年）、佐々木克『戊辰戦争』（中央公論社、一九七七年）などがある。近年における軍事的な成果には、保谷徹（『戊辰戦争』、吉川弘文館、二〇〇七年）などがある。

(3) 奥羽越列藩同盟の成立に関する論考は、佐々木克「奥羽列藩同盟の形成と性格―東北戦争の歴史的意義―」（『史苑』三二―二、一九七二年）、上松俊弘「奥羽越列藩同盟の成立と米沢藩」（『歴史評論』六三一、二〇〇二年）、工藤威「奥羽越列藩同盟の成立と米沢藩」（岩田書院、二〇〇二年）などがある。

(4) 近年の成果には、栗原伸一郎「慶応三年・四年の越後における諸藩の地域的連携動向」（『東北近世史』三五・三六合併号、二〇一二年）、同「王政復古前後における仙台藩と米沢藩」（『日本歴史』七六八、二〇一二年）などがある。また同盟の結成に大き

願を受け入れて独断で討伐を中止したり、和睦を締結したりするようなことがあれば任務の放棄になり、逆に討伐軍の首脳陣が罪科を糾弾されかねない。それらは奥羽鎮撫総督に与えられた軍事の委任には含まれていない。世良修蔵ら奥羽府首脳陣が討伐続行の姿勢を断固として崩さなかった理由は、そこにある。

例えば徳川慶喜の嘆願書（東叡山で謹慎に就いた事情並びに東征猶豫を請う旨）を受け取った東山道府からは「徳川慶喜并家来共歎願書三通被致伝達及披露候処、右者早速朝廷江御差出可有之、乍去今度先鋒惣督之勅命を蒙り御発向ニ付、今更私ニ進軍を止候事者難被遊候、何分大総督官及び東海・北陸両道之総督共ニ於江戸御會議之上可被仰渡、尤慶喜一身之進退者、朝命を被為候上ニ無之而者私之御取計難相成候」と、中央からの「勅命」（東征）を貫徹させる意向や慶喜の最終処分は中央より下される旨が示された。

つまり新政府方による被討伐藩に対する寛典とは、穏便なる討伐の完遂並びに死罪減免や家名相続などにおける前向きな検討を意味する。前述の桑名藩の討伐で例えれば、同藩は東海道府からの要求（藩主の義弟万之助の出頭、城地の明け渡し、寺院における藩士の謹慎）を全て履行した結果、討伐軍による穏便なる城地の接收が実現した。西日本方面の被討伐藩においては、討伐軍との城地の接收をめぐる交渉から実行までの過程の中で死亡者が発生した事例は確認できず、また被討伐藩が討伐軍の要求を真つ向から拒絶した事例も同様である。一方で討伐軍においては、中央より拝命した軍事力による討伐を遺憾なく完遂させるため、事前の嘆願書の受け取りを拒否したり、形式的に居城を攻撃したりするパフォーマンズをもって穏便に居城を接收した。

閏四月中旬段階の奥羽府においては、会津藩による謝罪の実効（藩主の謹慎、武装解除、居城の明け渡し、首謀者の処罰など）が明確で

あれば、容保の死罪減免や家名存続に関する寛典においても前向きな言論も存在していた。つまり奥羽諸藩有志が求めた寛典は討伐中止である。この寛典をめぐる双方の擦れ違いが軋轢を生み、仙台藩士による世良参謀の殺害に繋がった。

## おわりに

伏見戦争の主導的立場が疑われる藩主は新政府により官位が剥奪された。官位を剥奪された藩主は統治権を喪失し、城地を接收するための討伐軍が派遣された。その任務は標的の居城陥落であり、標的が抗戦の構えを執った場合においては殺害や滅亡も許可されていた。西日本平定をめぐっては、薩長を始めとする多くの有力藩が新政府に対して積極的かつ速やかなる協力態勢を構築し、軍事的・外交的手段により当該地方の諸藩を新政府方に導き、被討伐藩の孤立を誘発するに至った。近隣諸藩との連携を計れず抗戦の態勢を整えることができなかったため、恭順による寛典の獲得を狙い、討伐軍の要求を無抵抗で受け入れた結果、居城の接收をめぐる死亡者の発生は完全に回避することができた。討伐軍においては、先方の嘆願を独断で受け入れて和睦を締結したり、討伐を中止したりするようなことがあれば任務の放棄になるため、事前の嘆願書の受理を拒否したり、形式的に居城を攻撃するなどして討伐の任務を完遂した。

伏見戦争の主犯格と目されていた奥羽地方の会津藩に対しては、九条道孝が率いる奥羽鎮撫総督軍が差し向けられた。会津藩は、旧幕臣を主体とした反政府集団や、同じく標的に指定されていた庄内藩らと結託して反政府態勢を構築し、さらには会津藩の討伐に消極的な仙台藩ら奥羽諸藩の存在があり、共闘して新政府方に抵抗できるだけの環境が十分に整っていた。それが奥羽情勢と西日本情勢における最大の

おり、城地を接收されると共に、両藩主は城下の寺院で謹慎に就いていた。高松藩は二月一五日付で藩主頼聡の入京が許可されると共に、後に派兵命令が下された際の「戦功」をもって罪科が宥免される旨の通達まで下されていた（前掲）。つまり庄内藩が無抵抗で謝罪を申し出た際は、寛典が下される可能性が当初から示されたことになる。

一方の松平容保に対しては、謝罪を申し出たとしても死罪を適用せざるを得ない旨の見解が示されていた。但しそれは必ずしも会津藩を軍事力で討滅させる意味合いではなく、容保の「死」をもって謝罪の実効が成立し、それをもって後継者による家名存続が認められる旨の書きぶりになっている。また四月初旬の段階で仙台藩に対して世良修蔵は、会津藩が容保の首級・開城・養子喜徳の禁錮を成立させない限り「謝罪」とは認められない旨の見解を示したという。奥羽府における容保死罪論は大総督府の見解が根拠になっていた。「醍醐忠敬手記」の閏四月一九日にも「抑初メ京師ヲ発スル時、大総督公（有栖川宮熾仁親王）誠ニ曰、容保ノ如キハ死ヲ以テ謝シ、然ラザレハ容ル、所ナシト、是レ総督公（九条道孝）モ知ル所ナリ」（括弧引用者）と、奥羽府においては閏四月中旬に至っても未だ大総督府の見解として有効だった。つまり世良修蔵に陰険・無慈悲なイメージを定着させることになった主因こそ二月段階における大総督府の容保死罪論だったことになる。

また本件における世良修蔵ら奥羽府の独自性は弱い。閏四月一九日付で世良修蔵より塩小路光孚に宛てられた書簡では「御裁許之事者、当地何共御所置不相付事ニ存候間、早々歎願書京師へ差登し太政官代おみて御判断を受申之外致方無之」と、奥羽府は容保の死罪減免や家名存続に関する裁断には着手することができず、上位機関である中央に委ねるべき旨の言論が存在していた。

閏四月段階の大総督府における本件の見解は、前述の会津藩救解嘆願書に対して確認できる。それは世良修蔵が殺害される三日後の閏四月二三日大総督府より奥羽府に差し出された書面である。しかし、まだそれらの情報は加味されていない。そこには「（会津藩が）真ニ謹慎・謝罪候得者、一先御開届ニ而城明渡シ、御請取、武器悉御取上ケ、父子城下ニ謹慎之上、尚朝廷御沙汰之儀、奉待候様、順序相立候得者、可然御事ニ存候、乍併降伏・謝罪之道不相立候得者、御開届も難相成儀と被存候」（括弧引用者）と、無抵抗で居城と武器を差し出し、容保と養子喜徳が城外で謹慎に就けば、死罪減免や家名存続に関する寛典の適用が前向きに検討される旨の書きぶりになっている。但し討伐中止は全く視野に入っていない点は終始一貫している。

### 3、対会津藩の寛典をめぐる新政府方と奥羽諸藩の相違点

第二節で述べた通り、中央により藩主の官位が剥奪された藩には討伐軍が差し向けられた。その任務はターゲットの居城の陥落（城地の接收）である。

会津藩救解嘆願書において奥羽諸藩有志は、「寛大之御処置」「寛大之御沙汰」の文言をもって討伐中止の願意を申し出た。その処理をめぐる奥羽府の見解として総督九条道孝に宛てられた副総督澤為量書翰には、家中総謹慎↓防衛施設の破壊及び居城の開城↓総督府首脳陣の入城↓「暴臣」の首級及び武器の差し出しが履行できたなら「寛大之御沙汰」を適用するに値する旨が述べられている。また閏四月一四日付で世良修蔵に宛てられた醍醐忠敬の書簡には「王政御一新・日新」による恩赦の適用の可能性が述べられている。奥羽府首脳陣においては容保の死罪減免や家名存続にあたる言論は存在していた。しかし討伐中止に関する前向きな議論は存在せず、結果として冷淡な文言をもって討伐の続行が命じられた。討伐軍においては、被討伐藩の嘆

例えば伏見戦争の罪科の筆頭として裁かれた徳川慶喜は、その後は新政府に抵抗することなく恭順したので同戦争の罪科のみで処分が下された。それに対して降伏後の会津藩には伏見戦争に加えて東北戦争の罪科まで加算されたため、慶喜を超える重罪があてられた。

## 2、対会津藩の処置をめぐる新政府方の見解

### ④ 中央

伏見戦争の首魁と目された徳川慶喜は、慶応四年一月七日新政府により大々的に「追討」が発せられた。その罪状は、会津・桑名藩らより先鋒に「闕下」を犯す勢いで戦争を仕掛けた「反状」、「朝廷」を欺き続けた「大逆無道」が指摘されている。そして会津・桑名藩は同戦争で慶喜に荷担した主犯格として扱われており、慶喜と同じくいわゆる「朝敵」に値する。さらに同文面では、これまで進退を明確にしていなかった者は勿論、徳川家の譜代であろうとも過去の過ちを反省して「国家」のために忠義を尽くす志がある者に対しては「寛大之思召」をもって新政府への「御採用」（所領の保証など）を約束すること、しかしここに至っても「大義」を理解することなく「賊徒」と通じる者や進退を明確にしない者に対しては「朝敵」と同じく「嚴刑」とする旨が明言されている。ここに明記された基本方針は、その後の新政府による全国平定過程において諸侯の地方領主層を処置する上での根拠となる。結果として「寛大」の基本方針は「朝敵」と称された者らに対しても適用されていく。

三月段階に入ると、徳川慶喜（及び徳川宗家）の寛典（東征中止並びに慶喜の死罪減免及び家名存続など）をめぐり、徳川方（山岡鉄太郎や勝海舟ら）と大総督府（西郷隆盛ら）において折衝が始まる。それを経て三月二〇日中央においては、慶喜の謹慎並びに城郭及び武器類の引き渡しなどの要求が履行された際に徳川宗家の家名存続並びに

慶喜の死罪は寛宥される旨が内定した。この慶喜の寛典をめぐる箇条の一つには「罪魁」である慶喜の「死一等」が許された際、伏見戦争で慶喜に随従した「其他」の者も同じく「格別之寛典」を適用するとして「死一等」を許可し、「相当之所置」をあてる旨が示される。但し例外として会津・桑名の両藩に限り、「問罪之軍兵被差向、降伏ニ於テハ相当之御処置可有之、拒戦ニ於テハ速ニ屠滅可有之事」と、進軍を続行し先方が抵抗した際には速やかに「屠滅」（討滅）し、無抵抗で「降伏」した際には徳川宗家と同じく「相当之御処置」、つまり死罪減免や家名存続などの寛典を適用する旨が示唆されている<sup>54</sup>。このように会津藩に対しても寛典が適用される可能性が大いに示されていた。但し討伐中止という選択肢は一切示されていない。

なお総督九条道孝に宛てられた副総督澤為量の書簡（閏四月中旬）には「（会津藩の処置をめぐつては）慶喜ノ御所置振ニ依リ可然ト奉存候事<sup>55</sup>」（括弧引用者）との見解が述べられているように、慶喜の処置内容に合わせて会津藩の処置を決定する旨の言論が奥羽府首脳陣の中にも存在していた。

### ⑤ 東征大総督府

慶応四年二月段階に設置された奥羽府は、東国管掌の上位機関である東征大総督府（有栖川宮熾仁親王）に対して討伐のターゲットとなる会津・庄内藩が「助命」を求めてきた際の処置方法を質問しており、大総督府からは「松平肥後・酒井左衛門、謝罪之節、所置之事令承知候、於会津ハ実々以死謝之外無之、松山・高松杯同日之論ハ無之候、於酒井ハ松山・高松同様之御取計可然存候<sup>56</sup>」との回答が下された。

庄内藩主酒井忠篤に対する処置は、伏見戦争で「朝敵」に設定された伊予松山藩と高松藩に準ずるべき旨の判断が下されている。両藩は、すでに中央より討伐命令が下されていた土佐藩により恭順が成立して

言でハッキリと討伐の続行が命じられ、願意は叶えられることなく返却された。その模様は塩小路の手記によると、この返答を受けた仙台藩重臣但木土佐（成行）は、大いに不服・暴言を述べたが、世良の助言通りに落ち着いて事情を説明したところ、不服ながらも返答書を持ち帰ったという<sup>⑧</sup>。

かねてより九条総督からは妄りに「干戈」を用いない考えを得ていたため、この返答を受けた仙米方は酷く「驚愕」して全ての命令は「参謀」より発せられたものと考えるにいたったという<sup>⑨</sup>。会津藩の討伐をめぐる奥羽府の言論は、前述した四月二十九日の仙台領関宿における仙台・米沢・会津の三藩による重臣会談で確認できる。それは当時の薩長参謀への不信感を有する会津方に対して仙台藩士真田喜平太（幸欽）が伝えた話であり、すでに澤副総督からは「降伏サへ致候得者、何も訳ノナキ事トノ御沙汰」を受けており、世良参謀からも「降伏致候ハ、事早ク落着スヘシ」旨を受けており、会津藩が誠実なる謝罪を申し出れば必ず奥羽府に受け入れられる旨の見込みが語られている<sup>⑩</sup>。

また奥羽府より仙台藩に対する四月二五日の通達では「松平肥後、追々暴動ニ及候趣ニ候得共、罪魁之義一等ヲ被宥候上者、悔悟・伏罪、御仁慈ヲ以仰候ニおゐて者、寛典ニ可被所候間、心得違無之様可致旨、御沙汰候事」と、次第に会津藩が「暴動」を引き起こしそうな状態であつても謝罪の意思を申し出れば「寛典」を適用する考えであつたことを証明する。しかしそれに対して容保の返答（閏四月一日付）は「徳川家名成行不見届内ハ、謝罪仕間敷覚悟ニ御座候」と、徳川宗家の存続が確定するまでは「謝罪」に応じない覚悟を表明する内容になつており、閏四月一二日の会津藩重臣嘆願書にある「恭順」「屏居」の意思とは決定的な齟齬が見受けられる。

奥羽府の裁量のみで会津藩に用意することが可能な寛典は穩便なる討伐であり、結果として奥羽諸藩有志が望んだ寛典は叶えられなかつた。地方平定の任務を帯びた討伐軍は諸藩に対して所領没収の処罰を下すことも可能だつた。しかし中央により官位を剥奪された被討伐藩に対して討伐中止並びに討伐完遂後の元藩主に対して死罪減免や家名存続の裁断を独断で下すことまでは不可能だつた（後述）。結果として会津藩並びに東北戦争の有罪藩の処分は衆議により決定された<sup>⑪</sup>。

#### 第四節 会津藩の討伐をめぐる新政府方の戦略(2)

##### ―「寛大之御処置」に関する考察

##### 1、会津藩の罪科の変移

会津藩の討伐は、結果として東北地方全土を巻き込む大規模な戦争に発展した。但し留意すべきは、会津藩が国元を含め、「藩」をあげて本格的に戦争状態に突入していく時期は慶応四年閏四月下旬の段階からであり、それまでに「藩」が新政府より糾弾された罪科は伏見戦争に限る。そのためその間に東日本各地において会津藩士による新政府軍に対する攻撃が確認されたとしても、「藩」はそれを「脱藩浪士」の仕業として彼らを処罰することで無関係を弁解する論理展開は可能だつた。例えば越後国に所領を有する諸藩に対して会津藩（軍事方）は、「脱藩イタシ候者」を「鎮撫」することを理由に軍勢を出張させる旨の回文を発している<sup>⑫</sup>。

会津藩の最終処分をめぐる新政府方の言論は、伏見戦争から閏四月下旬頃までの期間と、居城が陥落した九月二二日以降とは全く異なることにも留意しなければならぬ。九月二二日に降伏した後の会津藩には、東北戦争において「藩」をあげて新政府に抵抗した罪科も加算されるので同藩の処分は以前にも増して不利な状況に立たされる。

対して家臣への「不行届」が指摘された事例には高松藩がある<sup>44</sup>。藩主松平頼聡は、伏見戦時に在国していたため、新政府方に対する発砲行為が家臣の独断と判断された結果、家臣への「示方不行届」の軽罪が指摘されるに止まった。この論理に従えば、当時慶喜の膝元に駐在していた容保に対して高松藩と同等の軽罪が適用される見込みはない。

また新政府方から寛典を引き出すには、嘆願書だけでなく謝罪の誠意を実効で示す手段が有効的であった。三通は、容保が城外で謹慎中の旨が述べられている点で共通しており、諸藩に限り当時の出先の隊長らにも謹慎が命じられたことが述べられている（傍線②）。但し以前より仙米に勧められていた伏見戦争の首謀者の処刑に応じる文言は含まれていない。

嘆願書の願意は、「寛大之御沙汰」や「寛大之御所置」としかなく、三通とも具体的な文言で表されていない。後述するように、この嘆願書に対しては奥羽府より討伐続行の返答が下された。それに対して仙米は討伐の続行を批判すると共に、一方的な解兵及び中央に対して嘆願を試みる旨の上申書を提出した<sup>45</sup>。この事案から嘆願書の願意が討伐中止であることが理解できる。

## 2、奥羽府の見解

前述の嘆願書について九条総督は、当時各地に出払っていた参謀らにも配布し、その意見を求めた。九条総督に宛てられた澤為量の書簡では、会津藩が国境に砲台を築き「官軍」に対する「防戦」を図り、越後路辺りの所々を徘徊して兵士を募っているにも関わらず、表向き「降伏」の嘆願を申し出ている行為について「弥以暫時ノ難ヲ避候為ニ被察候」と、同藩による単なる時間稼ぎと見て不信感を抱いている<sup>46</sup>。この不信感は会津藩に対してだけでなく、指揮下の仙米ら奥羽諸藩にも向けられた。大山格之助より世良修蔵に宛てられた書簡では、仙米

が嘆願書を持参して「種々姦計」を奥羽府に迫っており、会津・庄内藩と結びつき「反逆」するようなことがあれば「大変之次第」と、さらに仙米と会津の結合を警戒すべき旨の見解が述べられている<sup>47</sup>。

嘆願書の返答をめぐる奥羽府の内情については、塩小路光孚（九条道孝の家臣）の手記が詳しい。それによると本宮宿（現福島県本宮市）の世良は、奥羽府が「名義」（名分）を喪失しないよう「断然」たる返答を下す必要性に基づき、「朝敵不可入天地之罪人ニ付、不被及御沙汰、早々討入可奏成功」旨の案文を作成した。塩小路に対して世良は、この案文を本営に持ち帰って先方に下すこと、もし先方が沸騰した場合は当命令が「督府名義」のみであること、後に本営を白河口に移転し、江戸より当該地に到着した大総督に対して奥羽の情勢を詳細に説明しさえすれば「静謐」の処置が下される旨を落着いて説くことで当座を切り抜け、そうして白河城に「官軍」が集結したならば速やかに討ち入り、成功を収める旨のプランを塩小路に語ったという<sup>48</sup>。

奥羽府の手勢となる西日本諸藩の兵員は少数だったため、会津藩を攻略するには仙台藩を主力とする奥羽諸藩の軍勢の組み込みは不可欠だった。ところが会津藩の討伐に消極的な仙台藩ら奥羽諸藩の協力が期待できなくなったため、奥羽府は会津藩らの抵抗に備えて本営を前線の白河城に移転し、さらに援軍を要請することで盤石な攻撃態勢を整えようとした。最終的な会津藩の処分は奥羽府では判断できないので上位機関である中央（京都）や大総督府（江戸）に委ねようとした。

## 3、奥羽府の返答

嘆願書は、奥羽府より仙米方に対して「今般、会津謝罪降伏歎願書并奥羽各藩添願書被差出、熟覧之処、朝敵不可容天地罪人ニ付、難被及御沙汰、早々討入可奏成功者也<sup>49</sup>」と、取り付く島もない冷淡な文

諸藩重臣連署（仙台藩土坂英力・米沢藩土千坂太郎左衛門ら一七名）の三通である。<sup>④</sup>

④ 会津藩重臣連署（以下、会津連署と略す）

弊藩之儀ハ、山谷之間ニ僻居罷在、風氣陋劣、人心頑愚ニシテ古習ニ泥ミ、世変ニ暗ク、制御難渋之土俗ニ御坐候処、老寡君京都守護之職被申付候以來、乍不及 天朝尊崇、奉宸宸襟度一途之存意ヨリ他事無之、粉骨碎身罷在、万端不行届之儀ニハ候得共、御垂憐ヲ蒙リ多年間、何ト力奉職仕居、臣子之冥加無此上難有奉存、鴻恩万分之一ニ奉報度、闔国奮勵罷在、奉对朝廷御後暗体之心事、神人ニ誓ヒ毛頭無御坐、①伏見一挙之儀者、事卒然ニ発リ不得已次第柄ニテ、是亦異心等有之儀ニ者毛頭無之候得共、一旦奉驚天聽候段、奉恐入候次第ニ付、帰邑之上、退隠恭順罷在候所、此度鎮撫使御東下尊藩へ征討之命相下リ候由承知仕、愕然之至、斯迄奉悩宸襟候儀、何共可申上様無御坐、②此上城中ニ安居候而者奉恐入候ニ付、城外屏居罷在奉待御沙汰候間、一視同仁之御宥恕ヲ以テ寛大之御沙汰被成下度、家臣挙テ奉歎願候、右之段々幾重ニモ厚ク御汲量被下、宜御執成ノ程、深ク奉懇願候、以上

（日付・署名略）

⑤ 仙米両藩主連署（以下、仙米連署と略す）。

討会先鋒被仰付、両国共出兵罷在、既ニ仙台先手勢及接戦候所、今般降伏謝罪之儀、容保家来共申出候ニ付、仙台国境於陣門、問罪督責為致候処、①伏見暴動之一挙ハ畢竟指揮不行届ヨリ全ク卒然ニ発シ奉驚天聽候段、至極恐縮之余リ容保儀者帰邑退隠之上、②当時於城外、恭順謹慎相相シ、頗ル先非後悔罷在、寛大之御処置被成下候様、別紙歎願書之趣、家来共申出候間、益天朝之御仁徳奉感戴候様、御処置奉仰望候、会津国情等之儀者委細演説ヲ以

テ申上候通ニ御坐候間、深ク御汲量寛典之御沙汰被成下候様、奉懇願候、以上

（日付・署名略）

⑥ 奥羽諸藩重臣連署（以下、諸藩連署と略す）。

此度会津征討被仰付、各藩出兵既ニ仙台先手勢及接戦候所、容保家来共降伏謝罪之儀申出、仙台国境陣門ニ於テ糾明相遂候処、①伏見暴動之儀ハ、全異心等有之筋ニハ無御坐候得共、事皆卒然ニ相発リ奉驚天聽候段深ク恐入、②其節之先手隊長等ハ別テ謹慎申付置奉待御沙汰、何様トモ処置仕候由ニ御坐候所、畢竟容保兼テ指揮不行届之所致ニ御坐候段、至極恐縮仕、当時城外ニ於テ恭順謹慎相相シ、先非悔悟罷在、家来共歎願ヲ以テ降伏謝罪仕候上ハ幾重ニモ寛大之御処置被成下、至仁之聖恩奉感戴候様奉仰望候、尤当時王政御一新之御場合ニモ被為在候得ハ何分不被為動干戈人心之向背ヲモ深可被為有御汲量御時節ト奉存候、勿論春夏之間ハ農時之甚急務トスル所ニ有之、自然民命之大ニ關係スル所ニ御坐候間、是等之儀共、篤ト御諒察被成下、今日之事ハ只々会津孤国耳之御処置ト不被思食、寛大之御沙汰被成下候者、実以奥羽御鎮撫之道、赫然被為立候様、偏ニ存込列藩衆議相尽奉懇願候、尚又連名外之輩ハ駆付次第可奉申上候、恐々謹言

（日付・署名略）

三通に記される会津藩の罪科は、いずれも伏見戦争が突発的な事案であるとし、会津藩には同戦で「天朝」を驚かせた失態があることで共通している（傍線①）。この点は同戦の発生原因が全面的に徳川方にあるという徳川慶喜討伐令の主張とは合致していない。また仙米連署と諸藩連署は松平容保において家臣（京都に進軍した家臣）に対する「指揮不行届」の罪科が指摘されている。ちなみに中央より藩主に

勢は一旦戦闘状態に入ったが、福山藩の恭順を長州勢が受諾したこと  
で早々に決着がついた。

一方の安芸藩は、一月一日付で中央より「徳川慶喜反逆妄挙有之  
候上ハ、備中河辺川以西備後国福山始、是迄幕領惣而征伐没収可有之  
被仰出候間、宜軍威ヲ嚴ニシ速ニ可奏追討之功之旨、御沙汰候事」と、  
福山藩の「征伐」を命じられると共に錦旗を授けられた。両備鎮撫総  
裁の蒲生司書が率いる軍勢を向かわせて去就を糾問した。それに対し  
て福山藩は一月二六日安芸勢を居城に奉迎すると共に、同日付で誓約  
書二通（藩主署名と重臣連署）を提出して恭順の意思を示した。<sup>④</sup>福山  
藩は伏見戦争において徳川方との直接的な関連性はなかったが、新政  
府における政略的かつ戦略的な事情により討伐命令が下された。それ  
に対して福山藩は、討伐軍を居城に奉迎して恭順の意思を示したため、  
城地を没収するまでには至らなかった。

### 第五項 「討」の真意を考える

一般的な戊辰戦争史観においては、会津藩に対する新政府方の「私  
怨」ばかりが強調されている感は否めず、伏見戦争の罪科をめぐって  
の新政府方による一連の処置が会津藩に対して不公平かつ異常であつ  
たかのような印象が根強く残っている。しかし会津藩と同じく伏見戦  
争の罪科をもって討伐対象に指定された西日本の被討伐藩と比較すれ  
ば、前述のように討伐軍による嘆願書の受け取り拒否や宣戦布告は見  
受けられる。一旦中央から発せられた討伐命令が途中で中止された事  
例は一件もない。本件の責任者として重臣二名の首級を差し出した高  
松藩ですら討伐を免れることはできなかった。同じく徳川慶喜も謹慎  
や居城の明け渡しにより戦争（戦闘）は回避できたが討伐は完遂され  
た。このように奥羽府による会津藩討伐の事例は決して異常な処置と  
はいえない。

さて大政奉還を経て王政復古による將軍職の廃止により徳川宗家が  
掌握していた大名領知権は新政府に移譲され、これまでの諸侯の所領  
は新政府により当面の領有が認められた。伏見戦争の罪科をもって藩  
主の官位が剥奪された場合、従前の幕藩体制下の論理では、これまで  
の所領の領有権を喪失したことを意味し、新政府により官位を剥奪さ  
れた徳川慶喜及び諸侯の所領は接収の対象となる論理が成立する。<sup>⑤</sup>つ  
まり新政府による右の者らを対象にした討伐は、抵抗勢力の平定であ  
ると共に、城地の接収を意味する。新政府は錦旗を有した討伐軍を向  
かわせ、その対象が恭順の意思を見せない場合は討滅も辞さない断固  
たる構えで臨み、仮に謝罪の意思があつたとしても軍事力による城地  
の接収は貫徹された。そして後日の調査の結果、当初の予想よりも軽  
罪と判断された場合は改めて相当の処置が下されることもある。高松  
藩の事例では藩主松平頼聡が伏見戦時に在国していたことから本件の  
主導的立場が確認できなかったことや、同戦後は速やかに本件の責任  
者を処罰して謝罪の姿勢を明確に示したことなどが評価された結果、  
とりあえず二月一五日をもって実質的な領有権が返還されると共に、  
入京禁止が解除された経緯がある。<sup>⑥</sup>

新政府による「討」は、対象者の殺害や滅亡を任務とするものでは  
なく、軍事力による城地の接収を任務とする。

### 第三節 会津藩の討伐をめぐる新政府方の戦略(1)

#### ―会津藩救解嘆願書の性質と奥羽府の目論み

#### 1、嘆願書の性質

慶応四年閏四月一二日奥羽府（岩沼の九条総督）に対して提出され  
た嘆願書は、<sup>⑦</sup>会津藩重臣連署（西郷頼母・梶原平馬・一瀬要人）、  
<sup>⑧</sup>仙米両藩主連署（仙台藩主伊達慶邦・米沢藩主上杉齊憲）、<sup>⑨</sup>奥羽

助候条、其罪天地不可容ニ付、讃州高松・予州松山・同川ノ并始、是迄幕領惣テ征伐・没収可有之被仰出候、宜軍威ヲ嚴ニシ、速ニ可奏討之功之旨、御沙汰候事<sup>31</sup>と、伊予松山・高松の両藩の「征伐」を命じられると共に、錦旗が授けられた。これに従って高松には重臣深尾丹波が率いる軍勢が向かい、伊予松山には重臣深尾左馬之助が率いる軍勢を差し向けた。

## 1、高松藩の事例

新政府に対する恭順の決意を固めた高松藩は、素早く本件の責任者を処刑し、その首級を征討大将軍府に差し出すことで事態の收拾を図ろうとした。そして中央からの討伐命令を受けて差し迫った土佐勢に対して高松藩は、自領の宇足津（現香川県綾歌郡宇多津町／居城より直線距離で約二〇キロ西）まで使者を派遣させて嘆願書の提出を試みたが、道中での受け取りは拒絶され、高松城下で承る旨を告げられた。一月一九日藩主松平頼聡が寺院で謹慎に就き、同二〇日先鋒の丸亀勢及び多度津勢並びに土佐勢が城下に入った。

土佐勢は高松藩に対して「追討」の「朝命」をもって軍勢を差し向けた旨を演達すると、高松藩は重臣二名の連署をもって罪科の承諾と共に「御討入」の容赦を願い出た。城下において土佐勢は、大砲を空砲で二発、実弾の小銃を空に向けて残らず発してから高松城に入城した。入城を果たした土佐勢からは「勅命」をもって「城地・国内人民」の差し出しを命じられ、高松藩は全面的に土佐勢の要求に応じた<sup>32</sup>。土佐藩側によると、発砲後に城中から「降参」と書かれた幟が掲げられてから入城したともある<sup>33</sup>。このように中央より下された「征伐」の命令は中止されることなく、形式的かつ穏便に完遂された。

## 2、伊予松山藩の事例

土佐藩から遣わされた問罪使が一月二三日に到着した。その使者は

「奉勅命、兵卒差向候、此上伏罪被致候哉、被及異儀候哉、速ニ御答可承候<sup>34</sup>」と、軍勢を差し向けた経緯を通達すると共に「伏罪」の意思を尋ねた。それに対して藩主松平定昭は「王師」に「敵対」することなく恭順する旨を伝え、同二五日定昭及び前藩主松平勝成は寺院に退去して謹慎に就いた。一月二七日土佐勢は大砲と小銃を居城に向けて発射してから入城し、城地を接収が完了した<sup>35</sup>。当時の土佐藩と薩長は、国政の主導権をめぐる牽制し合う関係でもあった。そのため薩長と敵対関係にある高松藩や伊予松山藩も巻き込み、両藩を含めた四国諸藩と協力して中央政治における薩長勢力の拡大に対抗するという思惑を抱き、両藩に対しては無闇に強硬な態度で迫るようなことはなかった。それでも新政府より命じられた「征伐・没収」を達成させるため、攻撃（射撃）↓降伏↓接収（入城）の手順をもって形式を整えた。

## 第四項 安芸藩による討伐―対福山藩（山陽地方西部）

備後福山藩（譜代一〇万石）藩主阿部正方は、元老中首座阿部正弘の甥にあたり、慶応三年（一八六七）一月城内で病死していたが、翌年五月まで死亡は隠蔽された。大政奉還後の慶応三年一月当時、長州藩は今後の京都情勢における失敗に備えての再起策として中国地方の制圧に乗り出していた<sup>36</sup>。備後国尾道に駐留していた長州勢は、翌年一月五日新政府より「備後尾道出張之兵士御用有之候間、急々從便路登京可致 御沙汰候事、但シ道中相遮候者於有之者可打払候得共、精々穩可通行候事<sup>37</sup>」と、至急の上京及びその道中を遮断する者に対する攻撃を命じられた。長州勢は山陽道筋に位置する譜代大名の福山藩に向けて進攻を開始し、一月九日同藩に対して戦書を送付した。その文面は、徳川慶喜を「朝敵」として福山藩は徳川家との君臣関係をもって存亡を共にする旨を強引に突き付けることで「勤王之諸藩」と糾合して宣戦を布告する内容となっている<sup>38</sup>。結果として長州勢と福山

し向けるなど、早くから山陽地方東部に軍勢を展開させて諸藩を新政府方に導いた。

## 1、備中松山藩の事例

伏見戦後の同年一月段階は、藩主板倉勝静だけでなく継嗣万之進も江戸に滞在していた。藩主不在の備中松山藩本国首脳部は、小藩かつ孤立の現状も作用して早々に恭順を決断し、嘆願書を持参して備前勢への交渉に臨んだ。都宇郡宿村（現岡山市新庄上と総社市宿の境界辺り）での交渉では嘆願書の受け取りを拒絶されるが、浅尾陣屋（現総社市門田）にて受け取りが許可された（のち美袋村にて書面交換）。ところが中央より下された「敵命」（討伐命令）が到着すると、備前勢はこれまでの交渉を破棄して同藩本国に対して「断然一戦ニ可及」旨を伝達した。それに対して同藩本国からは「御砲撃」されようとも手向かいする者は皆無である旨を受けたため、「干戈」を用いず城地を接收することを決定し、一月一八日平和裏に接收が完了した。備前藩主池田茂政より中央に対して提出された事後報告書では「征討之義被仰付候ニ付、直様人数繰込、松山城受取、落城相成候段、注進申越候間、不取敢御届仕候」と、軍事力による居城の接收を「落城」と報告している。城地の管理などは同藩があたった。

## 2、姫路藩の事例

伏見戦後の段階は、藩主酒井忠悼だけでなく前藩主忠績も江戸に滞在していた。中央からの徳川慶喜討伐令を受けて一月一日国元より池田図書助が率いる討伐軍には譜代藩の進退を糾問する任務が与えられた。それに対して藩主不在の国元は恭順の実効として「人質」の差し出し及び居城を明け渡す意思がある旨を申し出た。一月一四日国元より討伐軍に対しては居城及び兵器の接收などと共に、姫路藩において「矛盾ノ色」が見えた場合は「攻潰」べき旨の処置が命じられた。

備中松山・姫路藩に対する処置方法は国元からの指示に基づく。

姫路藩討伐の顛末をめぐり備前藩より追討府に対して提出された一月二五日付の事後報告書には、同藩が錦旗を待たずに居城を攻撃した行為を弁明する内容が述べられている。まず姫路藩に対して糾問を執行了た動因は、先般中央より西宮の敵守を拝命（一月四日通達）していたので情勢を加味して播磨国の主要街道が封鎖された場合の悪影響を危惧したことによる。当初は自藩の裁量で交渉にあっていたが、一月一六日に討伐の「応援」を拝命してからは、従前の交渉を一切破棄して「朝命」に沿う処置に切り替えた。先に城下に入った者らにおいては敵城を背後に城下外に撤退するのは屈辱であり、さらに「御旗」を待つて失態が生じることを危惧し、本軍の到着を待たず居城を攻撃して接收したとある。

また同じ頃の姫路には、備前藩の他にも長州勢（杉孫七郎）が向かっていった。この長州勢は当時点までの備前藩による交渉に異論を唱え、独自に軍勢を用いて姫路藩と交渉する旨を主張していた。備前藩は長州勢の言動を抑制するため、当時点までの姫路藩との交渉を白紙にして「戦書」を突き付けた。その「戦書」は、伏見戦争において徳川慶喜に荷担した罪科を突き付けると共に「勤王」同盟の諸藩と合同で「兵力」を用いて「向背」を確認するため「防戦」を覚悟すること、もし弁明があれば「勝負一決」の後で交渉を許すこと、などを伝える内容になっている。備前勢は城郭に対して形式的に砲撃を加えた後、一月一六日姫路藩からの降伏を受け入れ、同一七日人的損害が発生することなく居城の明け渡しを完了し、開城の証人として家老大河内帯刀・同松平数馬・年寄酒井又八郎（藩主忠悼の再従弟）を差し出した。

## 第三項 土佐藩による討伐―対高松・伊予松山藩（四国地方）

土佐藩は、中央から慶応四年一月一日付で「徳川慶喜叛逆妄挙ヲ

底した無抵抗態勢及び不本意ながらも討伐軍（地方平定や「朝敵」討伐などの任務を帯びた「官軍」）の要求を全て受け入れた結果、死亡者が発生することなく居城の明け渡しが完了した。

一方の東日本方面は、会津藩士の多くが旧幕臣を主体とした反政府集団と結託して宇都宮戦争など関東の戦線に関与し、関東の戦線で新政府軍に敗退すると、その多くが会津に進路をとり再戦を望んだ。さらに四月一〇日に同じく新政府により討伐指定された庄内藩や、両藩の討伐に消極的な仙台藩ら奥羽諸藩の存在があり、共闘して新政府に対抗できるだけの条件が十分に整っていた。つまり奥羽府は、西日本で成功した地方平定方式をもって奥羽地方に乗り込んだものの、失敗したという認識が妥当である。

#### 第一項 東海道鎮撫総督軍による討伐―対桑名藩（東海道筋）

東海道鎮撫総督は、慶応四年一月九日付で中央より「大津駅発途、進軍、桑名城襲撃・陥落可致、随てハ隣国之大小名、迅速応官軍、可致進発、指揮可有之様、御沙汰候事」と、「桑名城」の「襲撃・陥落」が命じられた。藩主松平定敬が不在の桑名藩本国首脳部は、一月一二日新政府に対する進退を恭順で固め、同二一日近隣の伊勢亀山藩に向けて嘆願書を提出した。そして伊勢亀山の地で桑名藩重臣酒井孫八郎と東海道鎮撫総督参謀海江田信義との間で恭順をめぐる交渉が行われた。東海道鎮撫総督府（以下、東海道府と略す）からは、まず人質として定敬の義弟万之助の出頭が命じられた。一月二三日万之助の出頭を成立させた桑名藩に対して東海道府は、次いで城地の明け渡しと「帯刀之者」の寺院謹慎を命じた。桑名藩本国は二箇条の要求を成立させ、一月二八日東海道鎮撫総督軍（以下、東海道軍と略す）に対して平和裏に桑名城が明け渡された。その際に東海道軍は、桑名城本丸の東南隅に位置する天守閣相当の櫓に火を放ち、二一発の祝砲を放

つことで「落城」の証明とした。この様子を目撃した桑名藩士は、無抵抗で明け渡した居城に火を放ち、敢えて「落城」の形式を執った新政府方に対して憤慨したという。<sup>19)</sup>

一月二三日東海道府に受け入れられた嘆願書は、桑名藩本国が恭順と共に寛典を請願する内容であり、その請願を実現させる条件として二箇条の成立を命じられた。そして桑名藩本国がこの二箇条を成立させた結果、東海道府は中央からの命令である「桑名城」の「襲撃・陥落」を形式的に達成させる手段として居城の中核的櫓を放火して祝砲を放った。つまり新政府方による居城の接收は、桑名城の「襲撃・陥落」を中止するものではない。こうして新政府方との居城の明け渡しをめぐる過程では、双方とも一人の死傷者も発生することなく平和裏に完了した。そして中央より東海道府参謀に対して下された褒詞には「桑城陥落之一挙遂成功候」とあり、同府による一連の軍略が「陥落」として「成功」が認められている。<sup>20)</sup>

#### 第二項 備前藩による討伐―対備前松山・姫路藩（山陽地方東部）

備前藩は、慶応四年一月一日付で中央より「備前松山板倉伊賀義、徳川慶喜反逆之妄挙ヲ助条、其罪天地不可容ニ付、征伐之義被仰付候、且同国倉敷其外国中是マテ幕領之分、惣而没収可有被仰出候、宜軍威ヲ敵ニシ速ニ可奏追討之功之旨、御沙汰候事」と、備前松山藩の「征伐」を命じられ、個別に錦旗が授けられた。また一月一二日付で大坂の征討大將軍府より「播州姫路討伐之師被指向候ニ付而ハ、為応援人数可指出被仰付候事」と、主力となる薩摩藩ら五藩の「応援」が龍野藩と共に命じられた。あくまでこちらは「応援」であるため、個別に錦旗が授けられていない。このように双方から討伐命令を受けた備前藩だが、それ以前から備前松山に重臣伊木忠澄が率いる軍勢を、姫路には重臣池田図書助が率いる軍勢を差

## 第二節 西日本諸藩にみる対藩討伐の実態

伏見戦争における新政府方の勝利が確定的になっていた慶応四年一月七日同戦争の首魁と目された徳川慶喜の討伐が全国に向けて発せられた。さらに同年一月一〇日慶喜並びに徳川方への荷担が疑われる藩主及び旧幕臣（二〇名）に対して差しあたつての一斉処分が下された。この処分は仮処分に対応する。本件の主導的立場が疑われる藩主には、会津藩―藩主松平容保、桑名藩―藩主松平定敬、高松藩―藩主松平頼聡、伊予松山藩―藩主松平定昭、備前松山藩―藩主板倉勝静、大多喜藩―藩主大河内正質が指定され、官位剥奪及び藩邸没収と京都追放が下された。

伏見戦争で慶喜を補佐した主犯格と目された会津藩の討伐は、まず一月一七日東北地方の中でも最大規模の国力を有する仙台藩（六二万石）に対して下され、同二五日米沢（一八万石）・盛岡（二〇万石）・久保田（約二〇万石）の三藩に対して仙台藩への加勢が命じられた。その他に藩主の官位が剥奪された桑名・高松・伊予松山・備前松山ら徳川方として同戦争の主導的立場が疑われる藩並びに戦略的・政治的事情に基づき制圧の必要性が浮上した藩は、中央（太政官代）もしくは征討大將軍府（仁和寺宮嘉彰親王）により討伐目標に設定された。その多くが西日本方面の諸藩であり、当該地方の有力藩に対して討伐が命じられた。例えば、備前松山藩の討伐を命じられた山陽地方の備前藩（約三一万石）、伊予松山藩と高松藩の討伐を命じられた四国地方の土佐藩（二四万石）がある。備前・土佐の両藩は、近隣諸藩の軍勢を組み入れ、新政府方に導き、速やかに任務を完遂させた。この点が奥羽情勢とは大きく異なる。

新政府の地方平定に尽力した西日本方面の有力藩には、尾張（約

六一万石）・備前・因幡（約三二万石）・安芸（約四二万石）・長州（約三六万石）・土佐・薩摩（約七十七万石）などがある。以上の諸藩は、徳川宗家もしくは慶喜と近親の関係であるが故の不審を払拭するための「勤王」の実効、朝命遵奉（討伐命令の履行など）、交友・縁戚関係からなる諸藩救済（「朝敵」指定回避への誘導）、政局安定のための極めて高度で多目的な政治的・軍事的戦略などを行動原理にして新政府に対する積極的な協力を押し進めた。

戊辰戦争の序盤で討伐指定を受けた伊予松山藩の事例では、元同藩士内藤素行の回顧に「同姓でも北隣の今治藩は、早くより傍観的であつたし、南隣の大洲藩は既に勤王党になつてゐた。又背面の土州藩は有名なる板垣等が早くより薩長の志士と結んで伏見の戦にも大いに働いたのであつて、尚今度朝廷からは松山征討の命が下つた。前面は海を隔て、長州で云ふ迄もなく討入の怨みもあるし、今般これらも松山征討の命を受けた。そこで我が藩は全く孤立無援の地に立つたので、此の儘防戦しても遂には落城して、君臣共に討死するといふことはモウきまつてゐる」とある。

同じく桑名藩は「桑名ニ現存スル藩士ハ半数ニシテ、戦員僅カ五百ニ過キス、而シテ孤立無援、藩士ノ一半及幕・会以下ノ兵ハ、大阪ヨリ紀州ヲ廻リ江戸ニ向ツテ落ち、桑名ニ落ち来ル者トテハ之レナク、武器弾薬補充ノ道モ絶無ナレハナリ」とある。備前松山藩は「西ニハ長兵ノ攻撃ヲ眼前ニ控ヘ、東ニハ京摂間ノ大患ヲ擔フタル、我孤立ノ小藩、当路者ノ焦慮、実ニ容易ナラサルことニテアリキ」とある。

西日本方面は、薩長を始めとする多くの有力藩が新政府に対して積極的かつ速やかなる協力態勢を打ち出し、軍事的・外交的手段をもって当該地方の諸藩を新政府方に導き、被討伐藩の孤立を誘発するに至つた。新政府への抵抗手段を喪失した西日本方面の被討伐藩は、徹

東山道鎮撫總督に任命されていた。その同總督が二月六日東山道先鋒總督兼鎮撫使に改められ、その主任務が当該地方の「鎮撫」から江戸城攻略に変わったため、二月二六日新たに左大臣九条道孝（公家出身）が奥羽鎮撫總督に、澤為量（公家出身）が副總督に任命され、東北地方の平定にあたることになった。例えば東山道先鋒總督岩倉具定・同副總督岩倉具経より東征大總督府（東国管掌の軍政機関／以下、大總督府と略す）に宛てられた会津藩の「追討」に関する建言書（四月一日付）では「元來奥羽之儀ハ、当道之管國ナカラ別段鎮撫使（奥羽鎮撫總督）被差立候上ハ、兎角申上候モ如何候得共、見込之処一応及言上候」（括弧引用者）と、すでに東北地方平定が奥羽鎮撫總督の管轄になっていたことがわかる。

奥羽鎮撫總督の任務は会津藩を始めとする東北地方の平定であり、「附属ノ兵隊進退駆引ノ儀ハ、其方委任被仰出候」と、任務遂行にあつたの軍事が委任され、会津藩を含めた奥羽諸藩に対する賞罰なども独自の判断で処理することができた。奥羽總督が京都を発つにあつては、参謀として公家出身の醍醐忠敬（二月二六日任命）・薩摩の大山格之助（綱良／二月三〇日任命）・長州の世良修蔵（三月一日任命）、そして西日本諸藩からは薩摩・長州・筑前藩より計五〇〇人の兵員が備え付けられた。總督一行は三月二日京都を発ち、同一日大坂天保山から乗船した後、同一九日陸奥国松島から東北の地に上陸、同二三日仙台城下に到着した。

三月二〇日当地において奥羽總督に謁見した仙台藩主伊達慶邦には、速やかなる「会津」への「討入」並びにその「策略」などは「参謀」に相談すべき旨が改めて下された。続いて中村・二本松・福島・磐城平藩らに対しても討伐の「応援」が命じられた。微力な手勢しか有しない奥羽鎮撫總督では、奥羽地方の有力藩である仙台藩と米沢藩（以

下、仙米と略す）を中心とする東北勢の軍事力なくして任務の完遂は有り得ない状態であつた。しかし仙米は総じて会津藩の討伐には否定的であり、会津藩の恭順による討伐中止を志向した。その理由には、従前の交誼や中央政局を視野に入れた政略など様々あげられる。そのため仙台藩主導の「官軍」は実現することなく、三月下旬仙台城下に着任した奥羽鎮撫總督が仙台藩ら東北勢を指揮して会津藩の討伐にあたる形で軍事行動が展開される。

会津藩救解運動の中核である仙米は、会津藩の討伐中止の実現に奔走した。四月二九日仙台領関宿（現宮城県刈田郡七ヶ宿町）における仙米並びに会津藩重臣らによる会談では、会津藩が奥羽府に対して恭順を申し出るにあつたの実効について議論された。この時の会津藩に対する仙米の要求は、城地の明け渡し並びに首謀者の首級の差し出しであつた。前者は容保の城外退去及び謹慎と共に会津方から容易に同意を引き出せたが、後者をめぐって難航した。

後に会津藩重臣より仙米に対しては、容保の城外退去並びに「屏居」して新政府の裁決を待つことと引き替えに、寛典を請願する旨の嘆願書が提出された。この嘆願書は、仙米両藩主連署と奥羽諸藩重臣連署の嘆願書と共に、閏四月一二日岩沼（現宮城県岩沼市）の奥羽府に提出された。しかしこの嘆願書は奥羽府により却下され、改めて仙米に対して「討入」の命令が下された。この処置が奥羽府に対する奥羽諸藩有志の決定的な絶望となり、ついには閏四月二〇日参謀世良修蔵が仙台藩士により殺害され、会津勢が新政府方の白河城を占拠する事件が発生した。これら閏四月中旬における一連の事件が東北地方全土を巻き込む戦乱への決定打となつた。

真意を追究した研究も無きに等しく、専ら世良の特異な人格をもって完結されている感は否めない。そのため奥羽府の戦略を説明する手掛かりとなる同方の既出史料においても西日本平定過程との比較をもつて改めて読み解く必要がある。また新政府による「討伐」の性質についても解明の余地があり、それは決してかつての封建制度下の論理だけは説明できない。

本稿は、慶応四年閏四月一二日仙台・米沢両藩を中心とした奥羽諸藩有志より奥羽府に対して提出された会津藩救解嘆願書の処理をめぐる問題に着眼し、西日本平定過程との比較により奥羽府首脳陣が構想していた対会津藩戦略を説明する<sup>5)</sup>。

なお本稿は、一般書籍として刊行された拙著『「朝敵」から見た戊辰戦争―桑名藩・会津藩の選択―』（洋泉社、二〇一二年）をもとに、新たに学術論文として書き下ろしたものである。史料は主に、東京大学史料編纂所データベースの『大日本維新史料稿本』、同じく家記（皇族家記・華族家記）を活用する<sup>6)</sup>。

## 第一節 慶応四年一月から閏四月段階

### ―会津藩討伐をめぐる情勢の概略

会津藩主松平容保は慶応三年（一八六七）二月九日の王政復古宣言により京都守護職が廃止され、新政府より帰国が命じられた後も徳川慶喜の側に留まり、同一二日夜に京都を発ち大坂に向かった。慶応四年一月三日夜に勃発した伏見戦争では会津勢は徳川方の先鋒として最前線まで繰り出し、徳川方の敗戦が決定的となった同六日夜に容保は慶喜と共に大坂を脱出して江戸に下った。後に官位を剥奪された容保らは二月一〇日旧幕府により江戸城への登城を禁止された。容保は病気を理由にして養子喜徳への家督相続を旧幕府に申し出て許可され

た後（新政府では無効）、同二二日帰国し、延寿寺（現福島県会津若松市）に立ち退き謹慎に就いた。その後の関東地方では、四月一日江戸城が明け渡された後も四月中旬の宇都宮戦争（旧幕臣大鳥圭介ら）、閏四月三日の市川・船橋戦争（旧幕臣江原鑄三郎ら）、五月一五日の上野戦争（旧幕臣渋沢成一郎ら）など、新政府に対する恭順を不服とする旧幕臣らの蜂起が発生した。

伏見戦争で勝利した新政府は、幕末期から徳川慶喜を補佐して同戦争の主犯格と目される会津藩と桑名藩を本件の最重要藩として討伐のターゲットに指定し、まず一月九日京都から近い桑名城の陥落が東海道鎮撫総督に対して命じられた。会津藩の討伐は、一月一七日東北地方で最大規模の国力を有する仙台藩に対して「本城」を「襲撃」して速やかに「追討之功」を「奏」するよう命じられたのを初め、後の一月二五日米沢・盛岡・久保田の三藩に対しても仙台藩への加勢が命じられた<sup>7)</sup>。この時、会津藩に対して突き付けられた罪科は伏見戦争において徳川慶喜の「叛謀」に与して錦旗に発砲した「大逆無道」となっている。

慶応三年一二月の王政復古宣言後の会津藩では、国元の喜徳が使者を米沢藩に派遣し、京畿情勢の「切迫」により徳川方支持の救援を要請した<sup>8)</sup>。同様の要請は、二本松藩に対しても確認できる<sup>9)</sup>。その後の伏見戦争において敗北した徳川慶喜及び会津藩らが討伐の対象にあげられると、諸侯間における徳川家擁護の連携は壊滅的な打撃を受けた。西日本では被討伐藩による反政府連携が実現しなかった。しかし奥羽諸藩による協力態勢は、その後も会津藩と庄内藩の討伐中止を願意とする救解運動として生き続け、ついには新政府軍に対する防衛協力が実現する。

さて東北地方を含む東山道の平定には、すでに一月九日岩倉具定が

# 戊辰戦争における奥羽鎮撫総督府の対会津藩戦略の実態

—西日本平定過程との比較をもつて—

水谷 憲 二

はじめに

「戊辰戦争」は、慶応四年（一八六八）一月三日に勃発した伏見戦争（鳥羽伏見戦争）から翌年五月一日に終結する箱館戦争までの内戦の総称である。奥羽地方は、戊辰戦争における一連の戦いの中でも、会津藩・庄内藩の討伐をめぐり、新政府軍と反政府軍（旧幕府残党や奥羽越列藩同盟などからなる反政府勢力）が激戦を繰り広げた（本稿では当該地方での戦いを「東北戦争」と呼称する）。東北戦争における新政府方のキーマンには、長州藩出身の奥羽鎮撫総督参謀・世良修蔵（砥徳）があげられる。谷林博著の『世良修蔵』では「戊辰戦争において、世良修蔵ほど憎まれた者はいないといつてもよい」と冒頭で評されているように、常に陰険・無慈悲で強硬な主戦派として描かれる。その点は学術的研究においても同様の認識であろう。

体系的な戊辰戦争研究は、原口清の『戊辰戦争』（塙書房、一九六七年）から始まった。その性質をめぐる議論は、それ以降の昭和四〇年代から五〇年代において活発な議論が交わされた。それは、俗に「戊辰戦争論争」と呼ばれ、日本近代政治史研究の分野において多大な成果を残した。またその一環として東北戦争及び北越戦争については奥羽列藩同盟（もしくは奥羽越列藩同盟）に関する研究も進展し、同論争のピークを過ぎてからも続々と論考が発表された。特に東北戦

争や北越戦争における近隣諸藩の地域的連携をテーマにした一連の研究成果により、同盟の実態解明が飛躍的に前進した。

しかし一般大衆においては、依然として東北戦争や北越戦争など戊辰戦争の激戦地における新政府方の動向が強い関心事になっている。そのため世良修蔵ら奥羽鎮撫総督府（奥羽地方管掌の軍政機関／以下、奥羽府と略す）の首脳陣を主眼とした研究視点は一般的な印象が強い。それに対して学術的研究層は、それらとの区別を志向するあまり、東北戦争研究における当該視点から遠ざかりつつあるようにも見える。しかし新政府方による会津・庄内藩の討伐は、東北戦争を正面から直視すれば奥羽地方平定と同時進行する。会津藩の討伐は、鳥羽伏見戦争における同藩の罪科をめぐって展開される。同じように同戦争の罪科をもつて討伐対象に指定された藩の多くは桑名藩ら西日本方面の諸藩である。そのため戊辰戦争の序盤にあたる西日本平定過程の分析は東北戦争の性質解明には絶対不可欠なはずである。当該地方・地域のみで研究が進行されるべきではなく、新政府による全国平定過程における西日本諸藩の処置と同一線上に位置づけられる必要がある。しかし既存の研究においては西日本平定過程をもつて東北戦争が論じられた成果は皆無に等しい。

伏見戦後から閏四月段階における会津藩討伐の指揮は奥羽府があった。しかし学術的研究において世良修蔵ら奥羽府首脳陣の戦略的